

平成11年 8月24日 制定
平成12年11月20日 一部改正
平成18年 8月27日 一部改正

特定非営利活動法人どんぐりネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人どんぐりネットワーク(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、香川県木田郡三木町大字鹿伏338番地5に置く。

(目的)

第3条 本会は、森づくり活動及び森林に関する文化的な活動を行うとともに、子どもたちを中心に市民に対して森林体験を提供する活動をとおして、良好な自然環境の維持・創出、環境保全思想の普及並びに地域の人々の健全な心身の育成を推進し、ひいては地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

また、市民、森林所有者、行政、企業などが協力しあって、多様な人々が森づくりに参加できる環境をつくり、人と森林が共生できる社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - イ どんぐり銀行活動の企画・運営に対する支援
 - ロ 森林に関する各種情報の収集・提供
 - ハ 森づくり活動及びその体験の提供
 - ニ 森林とのふれあい活動及びその体験の提供
 - ホ 森づくり活動に関する調査、研究並びに研修
 - ヘ 森づくり活動に関する相談・助言
 - ト 水源の森づくりをとおしての水源地域との交流
 - チ その他目的達成のために必要な事業
- (2) 収益事業
 - イ 森林を題材にした作品又は森林から得られる材料を使用した物品の制作・販売事業
 - ロ その他森林又は林業に関する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、事業の発展を維持する個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の発展に協賛する個人及び団体

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、会員になろうとする者が第6条に該当すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 会長は、理事会が前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の表決権及び特典)

第9条 会員の表決権及び特典は次のとおりとする。

(1) 正会員

- イ 総会における表決権を有し、役員改選時において役員に立候補し、又は役員候補を理事会に推薦することができる。
- ロ 情報誌の無料配布が受けられる。
- ハ 本会が収集する情報等の提供を優先的に受けられる。
- ニ 本会が主催する講演会、研究会、イベント等へ優先的に参加できる。
- ホ 新グループ活動を行う場合に、技術指導、道具の貸与、フィールドの情報・斡旋等を受けられる。

(2) 賛助会員

- イ 情報誌の無料配布が受けられる。
- ロ 本会が収集する情報等の提供を優先的に受けられる。
- ハ 本会が主催する講演会、研究会、イベント等へ優先的に参加できる。

(退会)

第10条 会員は、会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第 12 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(種別及び選任)

第 13 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 20 人以内
 - (2) 監事 2 人
 - (3) 理事のうち 1 人を会長とし、若干人を副会長とする。
- 2 役員は、総会において選任する。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
 - 4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
 - 5 監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうちその定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において 4 分 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議

決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(職員)

第 18 条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。

第 4 章 会議

(種別)

第 19 条 本会の会議は、総会、理事会及び連絡会の 3 種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 連絡会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 連絡会は、会員相互の親睦、意見交換を行うこととし、事業の実施内容について協議する。

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の 1 に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して召集の請求があったとき

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により監事から召集があったとき

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき

(4) 連絡会に理事の 3 分の 1 以上の者の出席があり、その理事の全員が必要と認めるとき。この場合、理事会は連絡会終了後引き続き開催する。

4 連絡会は毎月 1 回開催し、開催日時及び場所は本会の情報誌等をもって会員に通知する。

(招集)

第 23 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するには正会員に対し、理事会(前条第 3 項第 4 号の規定により開催するものを除く)を招集するには理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに

日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 連絡会の議長は、その連絡会に出席した会員のうちから選任する。

(定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 総会における決議事項は、第23条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席することができない構成員(総会においては、正会員を、理事会においては理事をいう。以下本条及び次条において同じ)は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した構成員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 30 条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 31 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(会計の原則)

第 32 条 本会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則にしたがって行う。

(会計の区分)

第 33 条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 34 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 35 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 36 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 37 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 平成18年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、平成18年7月1日に始まり、平成19年3月31日に終わるものとする。
- 3 平成18年8月27日現在の役員の任期は第15条の規定にかかわらず、平成19年度に開催する通常総会の日までとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 本会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て、法第11条第3項に掲げるもののうち本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(合併)

第44条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、四国新聞に掲載して行う。

第8章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この会が特定非営利活動法人として成立した日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

| | | | |
|----|-----|----|-----|
| 理事 | 会長 | 木村 | 等 |
| 理事 | 副会長 | 松下 | 芳樹 |
| 同 | | 石川 | 百合子 |
| 理事 | | 大石 | 泰輔 |
| 同 | | 日下 | 聰徳 |
| 同 | | 久米 | 修 |
| 同 | | 崎 | 眞理子 |
| 同 | | 小山 | 房子 |
| 同 | | 鈴木 | 恵子 |
| 同 | | 鈴木 | 照夫 |
| 同 | | 津寺 | 剛 |
| 同 | | 中村 | 弘 |
| 同 | | 野口 | 恒良 |
| 同 | | 深谷 | 由紀 |
| 同 | | 細川 | 信男 |
| 同 | | 松原 | 美智子 |
| 同 | | 三木 | 雅博 |
| 同 | | 矢形 | 義明 |
| 監事 | | 長法 | 育代 |
| 同 | | 花岡 | 通子 |

3 本会の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年6月30日までとする。

6 本会の設立当初の事業年度の会費は、当該年度の日数にかかわらず第7条の規定に基づき定めた額とする。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成12年11月20日）から施行する。

附則（平成18年8月27日 第7回総会議決）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成18年11月17日から施行する。
- 2 本会の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、平成18年7月1日から平成19年3月31日までとする。
- 3 平成18年8月27日現在の役員の任期は第15条の規定にかかわらず、平成19年度に開催する通常総会の日までとする。